



# 平成25年度の最低賃金が出そろいました

## 最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月ごろに「地域別最低賃金」が改定されることになっています。平成25年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が改定されましたので、確認しておきましょう。

## 平成25年度の地域別最低賃金と発効日

平成25年度の地域別最低賃金と発効日は下表のとおりとなりました。最も引き上げ額の高い都道府県は愛知県の22円、最も低いものでも青森県をはじめとした22県の11円となりました。

表 平成25年度の最低賃金

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	719円	734円	15円	H25. 10. 18	滋賀	716円	730円	14円	H25. 10. 25
青森	654円	665円	11円	H25. 10. 24	京都	759円	773円	14円	H25. 10. 24
岩手	653円	665円	12円	H25. 10. 27	大阪	800円	819円	19円	H25. 10. 18
宮城	685円	696円	11円	H25. 10. 31	兵庫	749円	761円	12円	H25. 10. 19
秋田	654円	665円	11円	H25. 10. 26	奈良	699円	710円	11円	H25. 10. 20
山形	654円	665円	11円	H25. 10. 24	和歌山	690円	701円	11円	H25. 10. 19
福島	664円	675円	11円	H25. 10. 6	鳥取	653円	664円	11円	H25. 10. 25
茨城	699円	713円	14円	H25. 10. 20	島根	652円	664円	12円	H25. 11. 6
栃木	705円	718円	13円	H25. 10. 19	岡山	691円	703円	12円	H25. 10. 30
群馬	696円	707円	11円	H25. 10. 13	広島	719円	733円	14円	H25. 10. 24
埼玉	771円	785円	14円	H25. 10. 20	山口	690円	701円	11円	H25. 10. 10
千葉	756円	777円	21円	H25. 10. 18	徳島	654円	666円	12円	H25. 10. 30
東京	850円	869円	19円	H25. 10. 19	香川	674円	686円	12円	H25. 10. 24
神奈川	849円	868円	19円	H25. 10. 20	愛媛	654円	666円	12円	H25. 10. 31
新潟	689円	701円	12円	H25. 10. 26	高知	652円	664円	12円	H25. 10. 26
富山	700円	712円	12円	H25. 10. 6	福岡	701円	712円	11円	H25. 10. 18
石川	693円	704円	11円	H25. 10. 19	佐賀	653円	664円	11円	H25. 10. 26
福井	690円	701円	11円	H25. 10. 13	長崎	653円	664円	11円	H25. 10. 20
山梨	695円	706円	11円	H25. 10. 18	熊本	653円	664円	11円	H25. 10. 30
長野	700円	713円	13円	H25. 10. 19	大分	653円	664円	11円	H25. 10. 20
岐阜	713円	724円	11円	H25. 10. 19	宮崎	653円	664円	11円	H25. 11. 2
静岡	735円	749円	14円	H25. 10. 12	鹿児島	654円	665円	11円	H25. 10. 27
愛知	758円	780円	22円	H25. 10. 26	沖縄	653円	664円	11円	H25. 10. 26
三重	724円	737円	13円	H25. 10. 19					

## 最低賃金は周知が必要

この最低賃金については、その額や効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で労働者に周知することが求められています。改定が必要な場合には対応するとともに、忘れずに周知するようにしましょう。